

令和元年第2回養老町臨時会会議録

令和元年第2回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和元年5月15日第1日）

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

（追加日程）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

日程第5 選任第2号 常任委員会委員の選任について

日程第6 選任第3号 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 発議第2号 議会改革特別委員会の設置について

日程第8 選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任について

日程第9 発議第3号 議会だより編集特別委員会の設置について

日程第10 選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任について

日程第11 選挙第3号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

日程第12 同意第3号 監査委員の選任同意について

日程第13 承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）

日程第14 承認第2号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第15 承認第3号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第16 承認第4号 専決処分の承認について（平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更）

日程第17 承認第5号 専決処分の承認について（平成30年度養老町一般会計補正予算（第8号））

日程第18 承認第6号 専決処分の承認について（平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））

日程第19 議案第38号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例の一部を

改正する条例について

日程第20 議案第39号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第21 同意第4号 固定資産評価員の選任同意について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

臨時議長	早 崎 百合子	議長	長 澤 龍 夫
○出 席 議 員			
1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		
○欠 席 議 員			
	なし		

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	大 倉 修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	間 山 剛
産業建設部長兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 課 長 補 佐	高 木 善太郎
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫

消 防 次 長 兼
予 防 課 長
警 防 課 長

吉 田 英 之
三 輪 則 夫

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

廣 澤 幸 雄

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

藤 田 勝 彦

議 会 事 務 局 書 記

稲 川 諭 実 彦

(開会時間 午前 9 時30分)

○議会事務局長（藤田勝彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しいところ御参集賜り、まことにありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員に臨時議長の職務を行っていただきます。年長議員であります早崎百合子議員を御紹介いたします。

それでは、早崎百合子議員、恐れ入りますが、議長席まで御登壇願います。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（早崎百合子君） ただいま御紹介されました早崎百合子です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

それでは、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、皆さん、後半を御唱和お願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○臨時議長（早崎百合子君） ありがとうございます。

本日の会議は、議員全員の出席であります。執行におかれましては、高橋建設課長が病氣療養中のため、高木建設課長補佐がかわりに出席しております。

本日の会議は全員出席であります。ここで、報道機関に限り、今臨時会の傍聴席から議場内の写真撮影を許可します。また、町広報担当者に限り、議場の入場及び写真撮影を許可します。

ただいまから令和元年第2回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

ここで町長の御挨拶をお願いします。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、全員の懇談会の席でも申し上げましたように、4月21日の議会選挙において見事当選をされました。それぞれの皆様方、住民の強い負託に基づいて選出をされたということでございます。執行側と同じように、これからも住民の福利厚生、安心・安全のために努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。また、3人の新しく選出されました議員の皆様方、今、その席に座られまして感慨も無量できないかというふうに思うところでございますけれども、今後も皆さん方とともに働いていきたいと思います。

また、執行のほうも4月1日の人事異動によりまして、5人が新しく議場に入ることになりました。今後とも、皆様方と協力しながら進めていきたいというふうに思っております。

さて、平成から令和という時代にかわりました。平成は災害の多い年だったというような思いもございますけれども、5月に入って本当に春の陽気が十分に感じる間もなく先日の豪雨がございまして、また昨今のこういった豪雨災害というようなものが懸念さ

れる時期に入ってきたということでございます。一部の地域では、こういった水に対する防災訓練も実施されるというふうに考えておるところでございますけれども、私ども執行においても、大きな被害にならないような減災対策をしっかりとっていきたいというふうに思っておりますので、皆様方の御理解、御協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○臨時議長（早崎百合子君） ありがとうございます。

○臨時議長（早崎百合子君） それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

○臨時議長（早崎百合子君） 続きまして、日程第2、選挙第1号 議長選挙についてを議題とします。

議長選挙については、いかなる方法でいたしたらよろしいか、お諮りします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（早崎百合子君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 投票による選挙でお願いします。

○臨時議長（早崎百合子君） ただいま13番 水谷久美子君より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（早崎百合子君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に北倉義博君、及び岩永義仁君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（早崎百合子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○臨時議長（早崎百合子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（早崎百合子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○臨時議長（早崎百合子君） 投票漏れはありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○臨時議長（早崎百合子君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

北倉義博君、及び岩永義仁君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（早崎百合子君） 開票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち、長澤龍夫君8票、私、早崎百合子4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、長澤龍夫君が議長に選出されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（早崎百合子君） ただいま議長に選出されました長澤龍夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました長澤龍夫新議長より、御挨拶をお願いします。

○新議長（長澤龍夫君） 改めまして、おはようございます。

令和元年の最初の議長として、私、長澤龍夫が務めることになりました。まだまだ未熟ではございますが、皆さんのお力を得て一生懸命、町のため頑張ってまいりますので、皆さんの御支援よろしくお願ひし、また行政とともに一生懸命頑張ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。以上、挨拶いたします。（拍手）

○臨時議長（早崎百合子君） ありがとうございます。

それでは、長澤龍夫議長、議長席にお着きください。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

追加議事日程として、追加日程第1、議席の指定ほか20件を日程に追加したいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議席の指定のほか20件を日程に追加することに決定いたしました。

ただいま追加されました日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（長澤龍夫君） それでは、追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、1番 西脇康君、2番 清水由美子君を指名します。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第3、会期の決定を議題とします。

この臨時会は、本日の1日としたいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日と決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 投票による選挙でお願いします。

○議長（長澤龍夫君） ただいま13番 水谷君より、投票による選挙を行うよう発言がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（長澤龍夫君） ただいまの出席議員は13名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大橋三男君、及び吉田太郎君をします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（長澤龍夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（長澤龍夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（長澤龍夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

大橋三男君、及び吉田太郎君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（長澤龍夫君） 開票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票。

有効投票のうち、吉田太郎君 8 票、岩永義仁君 5 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、吉田太郎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（長澤龍夫君） ただいま副議長に当選された吉田太郎君が議場におられます。会議規則第33条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました吉田太郎新副議長より御挨拶をお願いします。

○新副議長（吉田太郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまは副議長という重責を皆さんに推薦いただきまして、まことにありがとうございます。長澤議長を支え、令和の元年として養老町が安心・安全でありますよう 1 年間務めてまいりますので、議員の皆さん、執行部の皆さん、よろしくお願いします。

（拍手）

○議長（長澤龍夫君） 副議長の挨拶が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第 5、選任第 2 号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議会において選任することになっており、同条第 4 項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、清水由美子君、北倉義博君、長澤龍夫君、大橋三男君、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、以上の 7 名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、西脇康君、小寺光信君、岩永義仁君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上の 6 名を指名します。

諮ります。

ただいま指名いたしました各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

総務民生委員会は4階の北委員会室において、産業建設委員会は4階南委員会室においてお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせいたします。

（午前9時57分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。

その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長 野村永一君。

○総務民生委員長（野村永一君） 総務民生委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに総務民生委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私野村永一が指名推選により、副委員長には北倉義博委員が指名推選により選任されました。

私はもとより微力ではございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営の推進を図りながら、人口減少、少子・高齢化対策や災害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりのため、さらなる福祉事業の推進などを総括し、審議を進め、当委員会としての役割を果たす所存でございます。よろしく御指導・御鞭撻のほどお願いいたします。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、産業建設委員会委員長 水谷久美子君。

○産業建設委員長（水谷久美子君） ただいまの休憩中に、全委員出席のもとに産業建設委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私水谷久美子が指名推選により、副委員長には田中敏弘委員が指名推選により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが委員諸氏の協力のもと、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくり、企業誘致の推進のため都市生

活基盤の強化・充実や道路体系の整備などを総括し、審議を進め、全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導・御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第6、選任第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、岩永義仁君、大橋三男君、野村永一君、松永民夫君、水谷久美子君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員には、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第7、発議第2号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

この議会改革特別委員会の設置については、全議員による提案であります。

よって、議案の朗読、質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

本案の議会改革特別委員会の設置については、発案書のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、議会改革特別委員会を設置することに決定しました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第8、選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により議会において選任することになってお

り、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、西脇康君、北倉義博君、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、不肖私長澤龍夫、以上の6人で行います。

お諮りします。

ただいま指名いたしましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員には、ただいまの指名のとおり選任することと決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第9、発議第3号 議会だより編集特別委員会の設置についてを議題とします。

この議会だより編集特別委員会の設置については、全議員による提案であります。

よって、議案の朗読、質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

本案の議会だより編集特別委員会の設置については、発案書のとおり決定することに賛成に諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、議会だより編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第10、選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、清水由美子君、小寺光信君、岩永義仁君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上6人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

議会運営委員会閉会后、議会改革特別委員会は4階南委員会室において、議会だより編集特別委員会は4階北委員会室においてお願いいたします。

それでは、暫時休憩とします。

再開は後でお知らせします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 岩永義仁君。

○議会運営委員長（岩永義仁君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、私岩永義仁が指名推選により、副委員長には大橋三男委員が指名推選により選任されました。

私はみずからの浅学非才を顧みず、責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に誠心誠意努力をいたす所存でございます。よろしく御指導・御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、議会改革特別委員会委員長 北倉義博君。

〔「議長、傍聴席、私語多いです」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 傍聴席の方、静かにお願いいたします。よろしいですか、傍聴席の方、静かにしてください。

○議会改革特別委員長（北倉義博君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私北倉義博が指名推選により、副委員長には松永民夫委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二代表制の一翼として、町民の皆様の負託に応え得る町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿や全国的な議会改革の流れについて、さらに調査・研究を行い、皆様の御協力をいただきながら議会内部から改革を

進められるよう鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導・御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、議会だより編集特別委員会委員長 田中敏弘君。

○議会だより編集特別委員長（田中敏弘君） 議会だより編集特別委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会だより編集特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私田中敏弘が指名推選により、副委員長には岩永義仁委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、議会活動が町民の皆様により身近で親しまれるよう、住民目線に立った読みやすくわかりやすい紙面づくりに鋭意努力いたす所存でございます。御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 各委員長の報告が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第11、選挙第3号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく議長の指名による指名推選にしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名する指名推選で行うことに決定しました。

それでは、追加日程第11、選挙第3号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員に大橋三男君、吉田太郎君、松永民夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました大橋三男君、吉田太郎君、松永民夫君を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 全員同意の異議なしと認めます。

よって、大橋三男君、吉田太郎君、松永民夫君が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、大橋三男君、吉田太郎君、松永民夫君にこの議

員の当選されたことを告知します。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第12、同意第3号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、11番 田中敏弘君の退場を求めます。

〔11番 田中敏弘君 退場〕

○議長（長澤龍夫君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第3号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

議員のうちから選任される監査委員の任期については、議員の任期によることとされており、養老町議会議員の任期が平成31年4月29日をもって満了となったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議員のうちから新たに監査委員を選任するため、同意を求めるものでございます。

同意第3号 監査委員の選任同意について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、次の者を監査委員に選任したいので、同意を求めるものでございます。令和元年5月15日提出、養老町長大橋孝。

記、岐阜県養老郡養老町田22番地1、田中敏弘。

以上で、同意第3号 監査委員の選任同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔11番 田中敏弘君 入場〕

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第13、承認第1号から追加日程第18、承認第6号までの6件については、逐条上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決す

ることとします。

それでは、追加日程第13、承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、養老町税条例等の一部を改正し、平成31年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細については、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は3条立てとしており、第1条では法令等にあわせた条例の一部改正を、また第2条及び第3条では、同じく法令等にあわせた条例の一部を改正する条例の一部の改正を行うものでございます。

まず養老町条例の一部を改正する条例（第1条関係）についてでございます。

別添資料の税条例新旧対照表（第1条関係）の1ページから4ページをごらんください。

第26条の8、附則第4条の4、第6条及び第6条の2は、都道府県・市区町村に対する寄附、いわゆるふるさと納税制度の見直しに係るもので、寄附金の税額控除については特例控除額の措置対象を総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（特例控除対象寄附金）とするとともに、申告特例の対象も特例控除対象寄附金とする規定の整備でございます。

次に、新旧対照表の1ページをごらんください。

附則第4条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係るもので、平成45年度分の個人の町民税まで延長することとしたほか、所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11年目から13年目）において、所得税額から控除し切れない額について、現行と同じ控除限度額の範囲内で個人の町民税から控除すること、また当該控除に係る申告要件を廃止する規定の整備でございます。

次に、新旧対照表の4ページ、5ページをごらんください。

附則第7条の2は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の割合を定めているものですが、法律の改正にあわせた規定の整備でございます。

次に、新旧対照表の 6 ページから 8 ページをごらんください。

附則第 7 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の軽減の規定の適用を受けようとするべき者がすべき申告に係るものですが、新しく設ける第 6 項は、河川法に規定する高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減免措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定の整備でございます。

次に、養老町税条例の一部を改正する条例（平成 30 年養老町条例第 34 号）の一部を改正する条例（第 2 条）についてでございます。

新旧対照表の 8 ページから 12 ページ、及び税条例等の一部を改正する条例新旧対照表の第 2 条関係をごらんください。

附則第 13 条は、軽自動車税の特例措置に係るものですが、経年車の重課を平成 31 年度に限ったものとし、平成 29 年度分のグリーン化特例（軽課）を削除する規定の整備でございます。

次に、養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第 2 条及び第 3 条関係）についてでございます。別添資料の税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 3 条関係）をごらんください。

条例第 32 条の 6 は、法人の町民税の申告納付に係るもので、第 10 項から第 12 項において、大法人に対して申告書の電子情報処理組織による提出を義務化することについて規定しておりますが、第 13 項から第 16 項は申告書等の提出方法について、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難と認められる一定の事由がある場合には、書面による申告を可能とする規定を整備するものでございます。

また、附則第 1 条及び第 2 条については、条例第 32 条の 6 の改正にあわせた規定の整備でございます。

最後に、この改正条例の附則でございますが、第 1 条では施行日を平成 31 年 4 月 1 日とするとともに、第 1 条中、養老町条例第 26 条の 8 の改正規定並びに附則第 4 条の 4、第 6 条及び第 6 条の 2 の改正規定並びに附則第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定は平成 31 年 6 月 1 日から施行するものとしております。

また、第 2 条から第 4 条では、今回の改正に伴います町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13 番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君）　まず個人住民税のふるさと納税制度の見直しについて、伺いたと思います。

これまで全ての自治体が無条件にふるさと納税制度の対象でしたが、過度な返礼品競争が問題であるとし、2019年度から総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で、寄附金の募集を適正に実施する地方団体であること、返礼品を送付する場合に返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることに適合する地方団体をふるさと納税特例控除の対象として指定する仕組みが創設されたというふうに理解しています。

制度利用の急激な拡大は、2015年の法改正で控除上限を2倍へ引き上げたことや、ワンストップ特例制度、いわゆる寄附先が5自治体以内である給与所得者の確定申告を不要とする、これらの導入によるところも大きく、返礼品競争が激化する呼び水は国みずからがつくり出したという矛盾点があるというふうに考えています。

制度運用に係る自治体の対応だけを非難し、一方的に規制をかけるのみでは制度の抱える矛盾を解決することにはつながらないと考えますが、町長のこの制度に対する見解を求めたいと思います。

2点目は、今議会に上程されている平成30年度一般会計補正予算（第8号）において、ふるさと応援基金により福祉施策や教育などへの使い道への共感による寄附制度として運用されておりますが、災害対応についてはこの基金を充当するお考えはあるのかどうかという点について伺いたと思います。

それから、返礼品を地場産品とする中に、県が指定している産品であれば当町としても返礼品とするのか否かについて、伺いたと思います。

最後ですが、担当課においては事務処理に相当の日常の労力が費やされているのではないかなあというふうに思いますが、この事務に何人の職員が配置されているのか、以上4点伺いたと思います。

○議長（長澤龍夫君）　養老町長　大橋孝君、答弁。

○町長（大橋　孝君）　1点目でございますけれども、この制度についての私の見解ということによろしいでしょうか。

ふるさと納税制度でございますけれども、本来の趣旨というのは、養老町に生まれ育った方々が自分の町を応援しようというような趣旨で、私は一番最初は捉えておりましたけれども、頑張っている市町村にその寄附をしようというような形に今なっているのではないかなというふうに思います。ただ、新聞等でにぎわせたように過度な単にお金を集めればよいというような、そういった制度になってきたことが今回の改正にもつながっているのではないかなというふうに思っております。

ただ、私はこの制度においては、やはりきちっとしたルールのもとで施行されれば何ら問題はないというふうに考えております。

それから2点目でございますが、災害に使うというようなことでございますけれども、

当然、そういうこともこれからはあり得るというふうには思っております。

それから3番、県の指定された商品をも扱うかというようなことでございますけれども、当然にこれからそういうこともルールの中であれば考えていきたいというふうに思っております。

それから4点目でございますけれども、この点についてはちょっと担当課長のほうで答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 先ほどの水谷議員の4点目の御質問につきまして、回答をさせていただきます。

こちらの事務のほうですが、実際には総務課のほうで行ってはおりますが、主担当の者が1人、あと副担当として1人ということで、メインとしては2人の職員でやっております。実際、年間を通しまして、ワンストップ特例がある集中する時期はかなり事務が大変煩雑になってくるというのもありまして、そのあたりはほかの総務課の職員とも協力し合っていてやっている、そういったような体制が今の現状でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ふるさと納税制度については、やはり使い道の共感による寄附制度をさらに運用していく必要があるし、各自治体の動向や意見も踏まえつつ制度のあり方に検討を重ねていただきたいというふうに思いますし、議会としてもこの問題に対しては各議員がこれまでも提案し、これからも行政とともに制度のあり方を追求していきたいなというふうに思っています。

2点目は、車体課税の大幅見直しのグリーン化特例の関係ですが、環境性能割の導入を契機に、登録車及び軽自動車に係るグリーン化特例の使用対象と理解していますが、この電気自動車に限定されるということで、現行制度ですけど、非常にわかりにくいんですが、2年間延長した上で2021年4月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車から対象が限定されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） ただいまの水谷議員の質問についてですけれども、この軽自動車税の地方税法の改正は実は3段階になっておりまして、この31年4月1日施行分、それから10月1日施行分、それから33年の施行分ということで、今回、条例改正で上げさせていただきました分につきましては4月1日現在施行分までということで、今説明で申し上げましたように29年度分の軽課を削除し、重課を平成31年度に限ったものにするという改正が行われた分のみ今回上げさせていただいたということで、その2年間の延長につきましては今後の10月施行分等から改正する予定でございますので、

今回改正で上げさせていただいた分の中には含まれておりませんので、御理解いただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、10月施行分の項目について、事前ですけれども、どういうふうについて提案するのか、またその内容、また大幅に改正前と改正後の特徴についてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） 10月施行分においては2年間延長するんですけれども、その後の平成34年度以降のグリーン化特例分につきましては、軽自動車においては電気自動車のみを対象とするような形で改正していく方向になっていく予定でございます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第14、承認第2号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第2号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成31年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜ります

ようよろしく願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

まず第2条第2項では、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、現行「58万円」から「61万円」に引き上げるものであります。

第28条では、国民健康保険税の課税限度額の引き上げに伴い、基礎課税額から軽減対象額を減額して得た額を現行「58万円」から「61万円」に改正するものであります。

同条第2号では、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を現行「27万5,000円」から「28万円」に、同条第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を現行「50万円」から「51万円」に引き上げるものであります。

施行期日といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ただいま説明がありましたが、改正による試算増額はどれほどになるのかと、また対象者は何名になるのか、お尋ねをいたします。

また2点目としては、平成30年といいますか、直近の加入率はいかほどなのか、2点についてお尋ねします。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） 田中議員からの質問のありました改正による影響額並びに対象者数について、回答いたします。

なお、平成30年度分で参考に試算いたしましたのでお願いします。

まず課税限度額が3万円引き上げられた影響については、調定金額は227万円の増額となりました。5割軽減対象世帯の加算額が5,000円引き上げられた影響分については、調定金額は65万円の減額となりました。2割軽減対象世帯の加算額が1万円引き上げられた影響については、調定金額が56万円の減額となりました。合計として、今回の改正に伴う調定金額の影響は約106万円の増額となる試算結果となりました。

次に対象世帯数ですが、限度額超過世帯数は81世帯から72世帯に、9世帯が対象となりました。5割軽減対象世帯数は660世帯が671世帯、11世帯の増になりました。2割軽

減世帯数は521世帯が541世帯になり20世帯の増となりました。

2つ目の質問の平成30年度の直近の国民健康保険の加入率ですが、23.78%です。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 令和元年5月8日、岐阜県養老郡養老町長 大橋孝の名前で、平成31年度国民健康保険税の納税通知書が被保険者に二、三日前から配付されているところでございます。

本来は、期数が10期じゃないときは、7月に納税の明細書をつけて納税者がみずから計算する中で納得しながら保険税を納めていたということがございましたが、昨年度から10期にすることによって1期、2期分が仮徴収というふうなことであります。

それで、この国民健康保険税納税通知書なんですが、国民健康保険税の5年間保存してください、裏面をよくごらんくださいということで1から5までいろいろ書いてあります。大切なことは、本年度、国民健康保険税が確定すると、仮徴収分を差し引いた納税明細書を第3期にお知らせしますと、私はそういうことだと思っんですね。それは3番目にあります。

行政は、昨年度で周知しているだろうというふうにお考えかもしれませんが、やはり納税者にとっては非常に細かい字です。1から5まで読まれる方もありますし、裏面をごらんくださいと言われても細かい字だからということで、本当にこれ1期、2期分合っているんだろうかと、そういうふうな被保険者に不安を与えることもあります。

それで、要望ですけど、やっぱり周りにおいても、どうしてこの1期、2期分が仮徴収なのかとか、そういうことをよくお問い合わせが議員にもあります。ですから、しばらくきちっとした、この3番目ですね。7期に納税の明細書をつけますよというところをもう少し工夫して、この通知書に記載できるんじゃないかなあというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） これは要望でよろしいか。

○13番（水谷久美子君） いや。

○議長（長澤龍夫君） 答弁ですね。

○13番（水谷久美子君） はい。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） ただいまの水谷議員の御提案といいますか、御質問につきましては、大変わかりにくい面もあるというふうに私どもも考えさせていただくところがございますので、今後、善処していきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第15、承認第3号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第3号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

第7期介護保険事業計画の期間である平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の介護保険料は、平成30年第1回養老町議会定例会で議決されましたが、今般、平成31年3月29日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が公布され、平成31年4月1日から施行されました。

この改正では、低所得者の介護保険料の軽減が強化されることとなり、これにあわせて養老町介護保険条例の一部を改正したものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

本日の資料の養老町介護保険条例新旧対照表をあわせてごらんください。

平成31年3月29日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されましたが、その主な内容といたしましては、平成31

年度から平成32年度（令和2年度）の介護保険料率を算定する基準割合に関して、第1号被保険者の介護保険料のうち、所得段階が第1段階に該当する者については基準額に乘じる割合を「0.45」から「0.375」に、第2段階に該当する者について、基準額に乘じる割合を「0.63」から「0.625」に、第3段階に該当する者について、基準額に乘じる割合を「0.75」から「0.725」に軽減することと定められました。

この改正において、養老町介護保険条例第4条に新たに3項を追加し、同条第2項において、第1段階に該当する者についての保険料の年額を「3万2,130円」から「2万6,775円」に、同条第3項において、第2段階に該当する者についての年額を「4万4,982円」から「4万4,625円」に、第4項において、第3段階に該当する者についての年額を「5万3,550円」から「5万1,765円」に保険料を改正したものであります。

なお、この保険料の軽減は本年10月から予定されております消費税10%の引き上げに伴うものであり、来年度、平成32年度以降の保険料軽減の完全実施に向けた段階的なものでありますので、来年、平成32年度（令和2年度）の軽減はさらに強化される予定となっております。

また、この条例は平成31年4月1日から施行し、この改正による保険料率は平成31年度分から適用するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 今説明を受けた第3段階にわたっての減額ということと、消費税の引き上げも鑑みておるといような説明を受けたんですけれども、この中で軽減措置で養老町でどのぐらいの金額が全体の中で軽減されるのかということと、今この文言の中で私、理解がちょっとできなかったもので、2万6,775円とあるのは4万4,625円と読みかえるというこの読みかえるという意味は、どういうふうにこれを読みかえるのか、その対象者に対して。ちょっと理解ができないので、その点の御説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、まず今回の改正に伴う影響額でございますけれども、平成30年11月時点の第1段階、第2段階、第3段階の人数の割合に応じて本年度の予算額に置きかえますと、第1段階の方が割合で11.88%、第2段階の方が5.23%、第3段階の方が5.39%になります。

軽減前の収入予定額でいきますと8,755万8,601円、今回の改正による軽減を適用しま

すと、第1から第3段階の方の収入額の合計が7,670万4,132円で、軽減措置による影響額というのは1,085万となります。なお、この影響額については公費負担ということで、2分の1が国の負担、4分の1を県負担、残り4分の1を町負担というふうになっております。

あと読みかえの規定でございますけれども、前回の条例改正の際に、この第1段階の軽減措置の特例ということで金額を計上しております。今回、その軽減措置が第2、第3段階まで幅が広がったということで、読みかえるという規定、文言を使っております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第16、承認第4号 専決処分の承認について（平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第4号 専決処分の承認について（平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更）について、御説明をさせていただきます。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、承認第6号の平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で歳入歳出それぞれ歳入歳出予算を1,200万円減額いたしており、全額が中部浄化センターにおける機械器具の修繕に伴う需用費分となります。

中部浄化センターにおける機械機器の修繕に伴う需用費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を2億3,105万7,000円に変更するものでございます。

以上で、承認第4号 専決処分の承認について（平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。議員の皆様は議員控室にお集まりください。

（午前11時43分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第17、承認第5号 専決処分の承認について（平成30年度養老町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第5号 専決処分の承認について（平成30年度養老町一般会計補正予算（第8号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1億9,018万7,000円を減額し、予算総額を111億3,437万4,000円とするもので、平成31年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

主な補正の内容は、ふるさと納税寄附金の増額のほか、その他各事業費の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、9ページの歳出のほうから御説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、17目ふるさと応援基金費につきまして、今回の補正前予算では寄附金の全額を積み立てる予算としておりましたが、寄附金総額2億3,858万3,000円のうち4,733万4,000円は寄附者の御意向に沿い、それぞれの事業へ充当し、残り1億9,124万9,000円を基金に積み立てることとしたため、4,550万6,000円を減額しました。

なお、寄附金の充当先事業の内訳につきましては、款2総務費、項1総務管理費、2目文書広報費の広報事業に400万円、6目企画費のケーブルテレビ行政情報番組作成事業に285万2,000円、また7目地域振興費のオンデマンドバス運行事業に650万円、款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の公立認定こども園等維持管理事業に1,053万5,000円、款4衛生費、項2清掃費、1目塵芥処理費の分別回収事業費に8,000円、款7商工費、項1商工費、3目観光費の養老公園夜桜ライトアップ事業に500万円。

11ページをお開きください。

11ページの款9消防費、項1消防費、2目非常備消防費の消防団訓練事業に700万円、また3目防災費の防災無線等管理事業に100万円、款10教育費、項2小学校費、2目教育振興費の小学校情報化推進事業に100万円と小学校特色ある学校教育推進事業に400万円、款10教育費、項3中学校費、2目教育振興費の中学校情報化推進事業に300万円と中学校特色ある学校教育推進事業に100万円、款10教育費、項5保健体育費、1目保健体育総務費の総合型地域スポーツクラブ育成推進事業に143万9,000円となり、それぞれ財源更正を行いました。

次に、歳入について説明させていただきます。

7ページにお戻りください。

7ページの款16寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金（一般分）につきまして、30年度の寄附総額が2億3,858万3,000円でありますので、予算との差額182万8,000円を増額いたしました。

また、寄附金の充当につきましては、寄附者の御意向に沿い、輝く人のまち、活力のあるまち、安心・安全なまち、地域経営の推進の各事業に総額で4,733万4,000円を充当し、1億9,124万9,000円は基金に積み立てを行っています。

次に、款17繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として1億696万1,000円を減額しました。

次に、4ページをごらんください。

4ページの第2表 地方債補正では、地方債の借入額の確定に伴い、地方道路等整備

事業債で限度額4,590万円、防災拠点整備事業債で限度額3,150万円をそれぞれ減額したものです。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず歳出のほうから説明させていただきますので、9ページをごらんください。

款3民生費、項1社会福祉費、3目福祉医療費では、事業の執行額が確定しましたので、乳幼児等医療事業で1,332万6,000円、重度心身障害者医療事業で1,788万6,000円をそれぞれ減額いたしました。

款4衛生費、項2清掃費、1目塵芥処理費の町指定収集ごみ袋について、入札による購入単価の減少により今年度の執行見込み額と予算額の差額383万9,000円を減額いたしました。次に、分別回収事業費の中で町指定のプラスチック製容器包装についても、入札による購入単価の減少により今年度の執行見込み額と予算額の差額118万3,000円を減額し、廃棄物資源分別回収事業においても各種団体からの回収量が当初の見込みより減少したことに伴いまして助成金175万8,000円を減額いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

7ページをごらんください。

7ページの款12使用料及び手数料、項2手数料、2目衛生手数料では、可燃ごみ指定袋の購入が当初見込みより増加したことに伴い、塵芥収集処理手数料104万3,000円を増額いたしました。

次に、款14県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金では、補助金額の確定により予算現額との差額を福祉医療費補助金（乳児医療費）で262万4,000円、福祉医療費（重度心身障害者医療費）で672万4,000円をそれぞれ減額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず9ページの款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費では、非常発電設備改修工事の請負差金により3,660万7,000円を減額し、それに伴う財源の地方債を3,150万円減額いたしました。

次に、18目まちづくり整備基金積立金では、養老鉄道支援基金（寄附分）として10万円を増額いたしました。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費では、入札差金などと

して簡易舗装工事費を101万8,000円、道路新設改良費を2,967万6,000円、県単工事及び関連事業負担金を221万9,000円、スマートインターチェンジ建設事業の委託料を161万4,000円、それぞれ減額をし、地方債4,590万円の減額及びスマートインターチェンジの不動産収入増額により、その他財源367万5,000円の更正をいたしました。

次に、11ページでございます。

款8土木費、項4都市計画費、1目都市計画総務費の建築物等耐震化促進事業では、建築物耐震補助申請が少なかったため422万7,000円を減額いたしました。

また、款8土木費、3目下水道整備費の公共下水道事業特別会計繰出金事業では、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、1,200万円減額をいたしました。

次に、款8土木費、項5住宅費、1目住宅管理費の町営・改良住宅管理費では、改良住宅の裁判費用を669万2,000円減額、町営・改良住宅補修費では、住宅改修に伴う工事請負費を1,273万6,000円減額し、改良住宅譲渡推進事業では741万1,000円をその他財源として更正いたしました。

次に、款12公債費、項1公債費、1目元金の町債年次償還元金では、住宅管理費の減額補正に伴い1,201万7,000円をその他財源として更正いたしました。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

まず7ページ、款13国庫支出金、項2国庫補助金、4目土木費国庫補助金の都市計画費補助金では、耐震化補助事業に対する申し込みが少なかったため202万円を減額いたしました。

次に、款14県支出金、項2県補助金、6目土木費県補助金の都市計画費補助金では、同様に耐震化補助事業に対する申し込みが少なかったため110万4,000円を減額いたしました。

次に、款15財産収入、項2財産売却収入、1目不動産売却収入では、スマートインターチェンジ事業用地内の土地売り払いにより367万5,000円を増額し、スマートインターチェンジ建設事業へ充当をいたしました。

次に、款16寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金では、養老鉄道支援基金寄附金として10万円を増額し、まちづくり整備基金積立金に充当をいたしました。

次に、款20町債、項1町債につきましては起債額確定により、2目土木費では地方道路等整備事業債で4,590万円、7目総務債では防災拠点整備事業債で3,150万円をそれぞれ減額いたしました。

以上で、承認第5号、養老町一般会計補正予算（第8号）についての産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 歳入のほうで、寄附金でふるさと納税寄附金という項目で質問をいたします。

ふるさと納税がふえておるということで、大変結構でございますが、ふるさと納税、これだけの歳入に対しまして、これに関連する返礼品、そして手数料の総額はどれだけかということ、まず1点。

2点目は、養老町内の町民の方が他の自治体へふるさと納税をしておる件数と総金額、わかれば。そして、それに伴う確定申告における養老町内の税の控除総額がどれだけかを質問いたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの松永議員の1点目の御質問に対して、回答をさせていただきます。

平成30年度の実績をもとに算出いたしますと、ふるさと納税の寄附額が総額で2億3,858万3,672円に対しまして、ふるさと納税の募集等に要した費用の合計額の支出額が1億1,999万2,121円ということで、費用割合としては50.3%という割合となっております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） 松永議員からの2点目の質問ですけれども、寄附金の税額控除の関係になりますが、平成30年度につきまして、ふるさと納税の人数は379人でございます。寄附金の総額は3,329万6,000円、税額の控除額といたしましては町民税におきましては1,430万1,163円でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 歳出の民生費、社会福祉費の中の扶助費の件なんですが、減額が3,121万2,000円ということで、内訳は乳幼児医療事業ということと心身障害者医療事務ということになっておりますが、その要因はということをお尋ねしたいと思いますのと、土木費の都市計画費の中の建築物等耐震化促進事業の件なんですが、申請の件数が少なかったということなんですが、当初はどのくらいの件数を見込んでおられたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから早崎議員の1点目の御質問に対して回答させていただきます。

今回、民生費扶助費、大幅な減額になったわけなんですけれども、扶助費の予算算定

に当たりましては、過去４年間の平均ということで、この30年度の予算ですと平成26年度から平成28年度までの実績額と平成29年度の決算見込み額の平均でこの30年度の予算を組んでおります。

そうした中で、あくまでも平均でやっておるわけなんですけれども、インフルエンザ等が流行したりとか、あと長期の入院が発生したりとか、そういうことによって支出の増減があるということで、今回この30年度の予算に関しましては、そういったことで外来あるいは入院された方の件数、金額が見込みよりも減ったということで、今回こういった大幅な減額になりました。

○議長（長澤龍夫君） 高木建設課長補佐、答弁。

○産業建設部建設課課長補佐（高木善太郎君） ただいまの建築物耐震化促進事業についての件数の御質問にお答えします。

当初予算といたしまして、15件分の耐震診断の予算計上をしております、耐震診断が2件でございました。そして、耐震化補助事業といたしまして、耐震化の工事費の補助ですけれども、こちらのほうにつきましては西美濃厚生病院で1件、あと民間の住宅で1件の耐震化工事の補助をいたしております。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 今回、寄附者の意向をということで、ふるさと納税を各項目に割り振られたわけですが、その中でも例えばオンデマンドバス等にも入っておるわけですが、今年度、新年度になっておりますので、オンデマンドバスのずうっと機会あるごとにお伺いしておりますけれども、見直し状況ですね。各種いろんな意見が利用者から、あとまた議会等からも出ておるわけですが、見直し状況の予定を含めたものを教えていただきたいのと、ふるさと納税ですね。新商品の開発というか、目玉商品をつくるような計画等がありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） デマンドバスの見直し状況ということでございます。

単発的にさまざまな意見を集めておりましたんですけれども、今年度、特命推進チームというのをつくりまして、この27日に辞令の交付もするわけですが、その中でまず調査・研究から始めてどのような形でかえるべきなのか、この現状で行くのかということと少し時間をかけてしっかりと話し合おうということで進めたいというふうに思っております。

過去さまざまな意見もございまして、協議もしたんですけれども、変更までには至っていないということですが、それをしっかりとことしはやらせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの岩永議員の２点目の御質問に関しまして、御回答を申し上げます。

現在、養老町のほうでは返礼品の登録数が61品ということで、協力の企業社数が14社ということになっておりますが、今後は地場産品でないといけないという関係でいろいろ制約がございますので、そのあたりまたいろいろ検討させていただきながら、また協力企業の方ともいろいろ協議をして進めていけたらなというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） ５番 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） オンデマンドバスに関しては、運行開始からそれなりに時間も経過しておりますので、特命チームでしたか、専用のチームをつくって研究するということですので、中間報告等を含めていただきたいということだけ申し述べておきます。

ふるさと納税新商品についてお伺いしたんですけど、新商品というとは何かすぐ物で考えがちなんですけども、目玉になるものというのは別に物でなくてもいいので、例えばですけども、養老鉄道の駅が養老町には３つか、烏江、美濃高田、養老とあるんで、この一日駅長になる権利だとか、はたまた例えば町長お忙しいですけど、町長の公用車の体験乗車券なんていうようなのも注目を浴びやすいですし、興味のある方にとっては非常に注目するものだと思うんです。こういう物でなくても結構なので、そういうふうに視点を広げていただいて、ぜひ開発をやっていただきたいなあと思うんですけども、その辺のことは今お聞きした品目の中にはあるんですかね。ちょっと不勉強な部分もあって、全部を把握し切れていないんですけども。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） よく言われておりますふるさと納税のほうの意表をつくようなとか、要するに皆さんが興味を持ってこの町に寄附していただけるような、そういった商品というのは当然まだいろいろあるということで、おっしゃるとおり商品だけじゃなくて、いわゆるサービスであったり、そういったものをやるような形で進めていきたいというふうに思っております。

これも特命の推進チームのほうで歳入における増額といいますか、その中の納税と、それから滞納の徴収等のチームもございまして、その点も含めてこれから随時中間報告のような形で進捗状況は議会のほうにもお示しをさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○ 1 1 番（田中敏弘君） それではちょっと町民目線で質疑いたしたいと思います。

歳入の関係で、7ページの不動産売却収入ということで、先ほど説明の中でスマートインターチェンジの土地売り払い代ということで367万5,000円が計上されました。平成29年度の養老町決算書をいただいておりますが、その資料の中で財産に関する調書において、公有財産の中で行政財産と普通財産があります。田んぼですね、2万119平米、それから田として（畑）が6,013平米、畑が（宅地）4万8,752平米、山林1万1,104平米、原野が2,252平米、雑種地が1万1,659平米、それから池沼が2,422平米というようなことで、かなり膨大な筆数と認識しておりますが、今後の整備方針というか、どういう考えを持っておられますのかお尋ねしたいのと、この土地については塩漬け状態になっていないかということもあわせて問い合わせたいと思いますし、もう一点は、地方公共団体が土地開発公社でなくて農地を所有することには普通で考えるとちょっと違和感がございますが、法的には問題ないのかと、この2点、お尋ねします。

○議長（長澤龍夫君） 高木建設課長補佐、答弁。

○産業建設部建設課課長補佐（高木善太郎君） ただいまの御質問に対しまして、1点目が普通財産が多数あるということで、塩漬けになっていないか、将来売却する予定についての御質問ですけれども、今回、売却を行った土地に関しましては、その町有地、普通財産ですけれども、に常夜灯があり、中日本高速道路株式会社により物件補償によって常夜灯の移設後の土地の売却となりました。

普通財産には、土地に附帯して施設がある場合が多く、更地として町が保有している土地は限られております。普通財産の売却につきましては、購入の希望があった場合には売却を行っておりますが、ここ過去5年間で普通財産の売却実績はございません。現段階で、売却の予定として提示できるものはございません。

2点目の田畑の地方公共団体の保有についての問題ということでございますが、公共用地取得を行う場合につきましては、事業の種類によって地目の制限なく買収または寄附により取得を行います。

取得後に必要に応じた形状に工事などを実施しておりますが、登記簿上、田畑のまま所有している場合もございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○ 1 1 番（田中敏弘君） 参考のために、普通財産、時価評価した数字というものは持ってみえるかどうか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 高木建設課長補佐、自席にて答弁。

○産業建設部建設課課長補佐（高木善太郎君） 現在、評価額として幾らという形での統計がちょっととれておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） まず商工費の観光費、養老公園夜桜ライトアップ事業の財源更正ということで、ふるさと応援基金を充当し一財を500万円減額するというふうな内容について、お尋ねをしたいというふうに思います。

新しい議員さんもいらっしゃるので、この事業に対する議会の経過も含めて質疑の中に反映したいと思います。

この事業は、昨年の12月議会に、期間を平成31年3月30日から4月7日の9日間で総事業費の予算を2,520万7,000円とし、県が910万円、養老町が1,610万7,000円ということで上程をされました。単純に、1日にこのイベントに費やすお金は250万余ということで、議会としては現状において、これらの予算執行は町民に行政不信を招くおそれがあるということで附帯決議をつけました。

そうした中で、ことしの1月8日の全員協議会で、担当課長より事業内容の一部を見直しし公募型のプロポーザル方式で発注をする。またこの間、いろいろと予算を削減する案を考えながら、都度都度協議内容や進捗状況を議会に報告していただきました。先日の議会の懇談会でも、事業内容と行政としての評価、あるいは県内、県外の来場者の分析などが報告されましたが、予算については一切報告がございました。

そこで、最終的な収支の決算が出ていますので、この事業にかかった収支報告を明らかにしていただきたいというふうに思います。

2点目は、土木費の住宅管理費、町営改良住宅の修繕費です。1,273万6,000円の減額ということですが、この主な理由、あわせて改良住宅以外のいわゆる町営住宅ですね。その入居率をお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（長澤龍夫君） 川地特命事項推進監、答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（川地憲元君） 1点目の夜桜ライトアップ事業の実績につきまして、御説明させていただきます。水谷議員の御質問、1点目でございます。

今回、財源更正ということで、養老町頑張れということでふるさと納税のほうを500万充当させていただきました。事業費といたしまして、30年度1,783万2,000円、県の補助金、岐阜県清流の国づくり推進事業補助金を860万円、ふるさと納税を500万、一財が423万2,000円となっております。

31年度分296万1,000円、今年度も県の清流の国づくり補助金を90万いただきました。一財206万1,000円、合わせますと2,793万円ということで事務方のほうでも少し努力させていただきまして、経費の節減に努めさせていただきました。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 高木建設課長補佐、答弁。

○産業建設部建設課課長補佐（高木善太郎君） 水谷議員の2点目の御質問に対して、回

答をいたします。

まず1点目の町営改良住宅補修費の減額についてでございます。現在、改良住宅の移設集約に伴い、移住していただくために空き住宅の改修工事費として計上したものであり、現在、譲渡に向けた詳細を譲渡準備部会特別委員会で検討中であり、現段階で譲渡まで至っていないために改修を見送り、当該工事分を減額とさせていただきます。

また、町営住宅の入居に関してでございますが、現在、町営住宅押越A棟、押越B棟、下高田A棟、下高田B棟、岩道A棟、B棟、C棟ございますが、82戸の部屋がございます、そのうち70戸に入居されております。現段階で85%の入居率となっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 公営住宅の入居率については、国の最低基準はありますか。

○議長（長澤龍夫君） 高木建設課長補佐、自席にて答弁。

○産業建設部建設課課長補佐（高木善太郎君） 最低入居基準ということですが、あると聞いておりますが、ちょっと現段階で今手元に資料がございません。後ほど回答させていただきます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第18、承認第6号 専決処分の承認について（平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第6号 専決処分の承認について（平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、予算総額を3億7,162万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明を申し上げます。

款1下水道費、項1公共下水道管理費、3目処理場管理費では、中部浄化センターにおける機械器具の修繕費用として見込んでおりましたが、修繕内容及び実施時期を精査し需用費で1,200万円減額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明を申し上げます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金を歳出の減額に伴い1,200万円減額いたしました。

以上で、承認第6号について、補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第19、議案第38号及び追加日程第20、議案第39号の2件については一括上程後、提案理由の説明、質疑を経て議案ごとに順次討論及び採決を行うこととします。

それでは、日程第19、議案第38号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、及び日程第20、議案第39号 養老町簡易水道事業

給水条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、一括上程を賜りました議案第38号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、及び議案第39号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、その概要を順次説明させていただきます。

議案第38号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平成31年3月定例議会において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、養老町法定外公共物管理条例のほか22の条例で規定されている使用料等の改正について議決いただきましたが、そのうち養老町簡易水道事業給水条例につきましては、議案第39号の養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例にて新たに使用料の改定について上程することに伴い、本条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第39号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、簡易水道事業について、6年後の上水道への統合に向け、使用料の改定を行うものでございます。

以上で、一括上程されました議案第38号及び議案第39号についての概要説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから議案第38号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、及び議案第39号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、順次補足説明をさせていただきます。

議案第38号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、西部簡易水道区域について、今年度から上水道への統合に向け5カ年計画で配水管の布設工事等を行っていくところでございますが、統合までの間に施設等の故障が発生した場合に多額の費用を要することや、6年後の統合に備え現行の使用料金を上水道に近い料金設定とするため、簡易水道使用量の改定を行うことをさきの西部簡易水道組合の総代会で決定がなされました。

それに伴いまして、平成31年3月定例会にて議決されました養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例について、一部改正を行うものでございます。

臨時会資料の養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例新旧対照表をごら

んください。

改正内容につきましては、養老町簡易水道事業給水条例の一部改正である第19条を削り、それ以降の条文整理を行うとともに、それに伴う附則第5項を削り、それ以降の条文整理を行うものであります。

この条例は、公布の日から施行するものといたします。

次に、議案第39号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、6年後に予定されております上水道への統合までの期間において、簡易水道事業の経営基盤の安定を図るため、簡易水道使用量の改定を行うものでございます。この使用量の改定に伴いまして、所要の改正を行うものです。

臨時会資料の養老町簡易水道事業給水条例新旧対照表をごらんください。

別表第2について、基本料金を現行の1,400円を1,500円に、超過料金を40円から148円に改定するものでございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で、一括上程されました議案第38号、第39号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに順次討論、及び採決を行います。

追加日程第19、議案第38号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、追加日程第20、議案第39号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

高木建設課長補佐、発言の許可をいたします。

○産業建設部建設課課長補佐（高木善太郎君） 先ほどの水谷議員の質問でございますが、国の最低入居の基準についての御質問でしたが、私の答弁で基準があるかという回答をさせていただきましたが、基準はございませんでした。訂正をいたします。申しわけございませんでした。

○議長（長澤龍夫君） 次に、追加日程第21、同意第4号 固定資産評価員の選任同意についてを議題とします。

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第4号 固定資産評価員の選任同意について、御説明をさせていただきます。

地方税法第404条第1項の規定に基づき、固定資産評価員を設置しておりますが、平成31年4月1日付の人事異動により固定資産評価員が異動したため、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産に関する知識及び経験を有する次の者を新たに固定資産評価員に選任するため、同意を求めるものでございます。

記、住所、岐阜県養老郡養老町鷺巣983番地、氏名、大倉修。

よろしく御同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。長時間御苦労さまでした。

（閉会時間 午後 1 時 56 分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 5 月 15 日

臨時議長 早 崎 百 合 子

新議長 長 澤 龍 夫

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子